

安全で働きがいの持てる保線職場をつくらう！

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する第2次申し入れ」の団体交渉を行う

本部は5月22日に申第12号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する第2次申し入れ」の団体交渉を開催しました。施策の目的にもある会社を取り巻く状況などについては、労働組合として理解できる点は労使共通の認識として確認してきたものの、実際に施策を担う社員の意識や職場実態など、地方の実態を考慮した施策とさせるべく議論を展開しました。

※「線路設備モニタリング」「閑散線区の保守業務の見直し」等の各申し入れ項目についての詳細は「団体交渉のポイント」をご参照ください。

【施策実施のあり方について】(要旨)

組合側：この間施策として、地方によっては実施されなかったことが多々あったことは事実である。施策を進めるなかで、あってはならないことだと認識している。実施日だけに迫られることで、現場に負担がかかることがあってはならない。

経営側：社員一人ひとりに施策の趣旨や目的を伝えられなかった点もあり、我々も反省しなければならない。今回、本施策の提案と同時に社員一人ひとりに等しく伝えるべく、我々が考えていることを広く伝えさせていただいた。

【組合側の主張】(要旨)

さまざまな分野で施策の見直しを提案しているなかで、広く早く伝えることは理解できるが、マネジメントする側である現場管理者が答えられない現実がある。また「伝えることだけで良いのか」という問題意識も持っている。現場では「不安だ」という声がある。それは一つにイレギュラーへの対応であり、正確な判断ができるのかということである。業務量が増え、逆に非効率になるのではないかなど、想定を超えるものもあり得る。検証を労使双方で行うべきであり、大根原踏切事故を教訓に死傷事故を起こさないことを労使で確認したい。

保線職場の将来を切り拓くために 東日本ユニオンへ結集しよう！